

議案第3号

平成21年度北本市老人保健特別会計予算

平成21年度北本市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成21年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(単位 千円)

歳 入	款	項	金	額
1 支払基金交付金		1 支払基金交付金		14,355
2 国庫支出金				2
		1 国庫負担金		2
3 県支出金				2
		1 県負担金		2
4 繰入金				2,036
		1 他会計繰入金		2,036
5 繰越金				10,000
		1 繰越金		10,000
6 諸収入				5
		1 延滞金及び加算金		2
		2 雑入		3
歳	入	合	計	26,400

歳出	款	項	金額	(単位 千円)
1	総務費	1 総務管理費	327	327
2	医療諸費	1 医療諸費	26,054	26,054
3	公債費	1 一般公債費	15	15
4	諸支税金	1 償還金	4	4
	歳出	合計	26,400	26,400